

令和7年4月24日

「令和7年度山国川管内河川環境啓発活動委託」 の公募について

～河川環境保全に関する啓発活動委託～

山国川河川事務所では、河川環境保全に関する知識の普及啓発及び愛護意識の高揚を図ることを目的に、河川法第99条に基づき山国川水系直轄管理区間における河川環境学習の支援に関し、一定の参加資格を有する団体を公募し、委託契約を行うこととします。

■応募の期限は、令和7年5月14日（水）迄です。

■技術資料等説明資料の交付は、

令和7年4月24日（木）9時00分から行います。

交付場所：国土交通省 九州地方整備局 山国川河川事務所 流域治水課

〒871-0026 大分県中津市大字高瀬 1851-2

<https://www.qsr.mlit.go.jp/yamakuni/>

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 山国川河川事務所

流域治水課 建設専門官 石原（内線 401）

（TEL）0979-24-0571

公 告

(令和 7 年度山国川管内河川環境啓発活動委託)

次のとおり公告します。

令和 7 年 4 月 2 4 日

分任支出負担行為担当官
九州地方整備局山国川河川事務所長
小野 朋次

1. 公告の概要等

(1) 公告の目的

河川法第 9 9 条に基づき、山国川河川事務所管内における「令和 7 年度山国川管内河川環境啓発活動委託」に関し、実施団体を定めることを目的とする。

(2) 委託内容

本委託内容は、山国川水系直轄管理区間における河川環境学習を支援することにより、河川環境保全に関する知識の普及啓発及び愛護意識の高揚を図るものであり、要件を満たす全ての団体と契約締結するものとする。

(3) 委託期間 令和 7 年 5 月 2 8 日（予定） ～ 令和 8 年 3 月 1 3 日

(4) 本委託を契約する団体については、2. に示す参加資格要件を有することを証明する資料をもって審査し選定する。

その後、山国川河川事務所において委託契約に関する協議成立後、契約締結する。

(5) 参加要件を満たす団体が複数ある場合については、委託内容を区分するものとする。

2. 参加資格要件

次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 河川協力団体、一般社団法人又は一般財団法人であること。

(2) 一般社団法人、一般財団法人については、河川法第 9 9 条第 1 項に規定する事項を適正かつ確実に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。ただし、以下の（3）を満たす者であること。

(3) 当該委託内容に関する山国川における活動実績及び活動実施体制があること。

3. 本委託契約に関する手続等

(1) 担当部局

〒 8 7 1 - 0 0 2 6 大分県中津市大字高瀬 1 8 5 1 - 2

(電話 0 9 7 9 - 2 4 - 0 5 7 1)

国土交通省九州地方整備局 山国川河川事務所

担当 : 建設専門官 (内線 4 0 1)

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間 : 令和7年4月24日(木)から令和7年5月14日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
- ② 交付場所 : 〒871-0026 大分県中津市大字高瀬1851-2
国土交通省九州地方整備局 山国川河川事務所 流域治水課
- ③ 交付方法 : メールまたは手渡しにより交付する。

(3) 委託締結にかかる参加資格確認のための申請書等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間 : 令和7年4月25日(金)から令和7年5月14日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
- ② 提出場所 : 上記3.(2)②に同じ。
- ③ 提出方法 : 持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。)により提出する。

4. その他

- (1) 技術資料の作成要領、委託契約締結団体の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。